

令和7年度つながりサポート事業 女性のための居場所づくり事業要項

社会福祉法人始良市社会福祉協議会

1 趣旨

令和2年からの新型コロナウイルス感染症の影響により、人とのつながりを感じられる機会が減り孤独や不安を抱える女性が増加してきた。その後、コロナ禍による活動制限などは少しづつ緩和されてきたが、社会とのつながりを回復するために、女性の居場所や相談先是今後も必要であると考えられる。本事業では、地域における関係団体との連携を促進し、女性を対象とした地域の居場所づくり等の取組を実施する団体に一部の業務を委託することで、広く女性のための居場所が展開されることを目的とする。

2 実施主体

社会福祉法人始良市社会福祉協議会

3 実施内容

①募集対象団体

- 始良市内において活動しており、次の要件をすべて満たす団体とする。
- ア 始良市内において住民を対象とした居場所づくりを行っており、営利を目的としていない団体であること。（法人格を持たない任意の団体を含む）
 - イ 事業実施期間に2回以上、女性を対象とした居場所づくり等のイベントを開催すること。
 - ウ 事業実施時は常時責任者を配置し、安全に配慮した開催を図っていること。
 - エ 個人情報の適正な管理に十分に配慮し、厳格な取り扱いを行うこと。
 - オ 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。

②募集の範囲

委託料総額150,000円（上限50,000円／団体まで）

※申請状況により委託料を調整する場合もあります。また、独自財源と組み合わせて事業を実施しても構いません（委託料総額を上回ること）。

③事業実施期間

令和8年1月から3月まで

④対象経費

居場所づくりに係る水道光熱費、消耗品費、保険料、会場使用料（賃借料）、講師謝礼金、

案内用パンフレットやチラシの印刷費など、領収書等による支出確認ができるもの。

※人件費、事務機器などの備品整備費などについては対象外です。

※水道光熱費は会場において請求されたものに限ります。

⑤申請の受付期間

令和7年12月15日（月）から令和8年1月15日（木）まで

⑥申請方法

次の書類を姶良市社会福祉協議会に持参またはメールで提出してください。

（メールの場合はPDF形式）

ア 女性のための居場所づくり事業業務委託申請書【様式1】

イ 運営の趣旨や方法が分かる団体の会則等

ウ 役員または従事者の名簿

エ 活動計画書、会報、通信、チラシその他広報物

4 委託料の交付を受けたものが次の項目に該当したときは、委託料の全部または一部を返還させることができます。

- ・申請書その他の書類に虚偽の記載をするなどして、不正に交付を受けたとき
- ・他の助成金及び補助事業等と内容が重複するとき
- ・委託料を他の用途に使用したとき
- ・委託料に残金が生じたとき

5 スケジュール（予定）

①申請受付	令和7年12月15日（月）から令和8年1月15日（木）
②審査	令和8年1月中旬
③委託団体決定通知	令和8年1月中旬
④事業報告書提出	令和8年3月31日（火）まで
⑤委託料交付	令和8年3月下旬（報告書提出後）

6 本件についてのお問い合わせ先

社会福祉法人姶良市社会福祉協議会（担当：丸野）

〒899-5432 鹿児島県姶良市宮島町26番地19

TEL：0995-（65）-7757 ／ FAX：0995-（64）-5440

E-mail：info@aira-shakyo.jp